

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成29年9月20日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 亀岡市安町野々神8番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 亀岡市 亀岡市長 桂川 孝裕 電話0771-25-5023						
主たる業種	市町村機関		細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成26～28年度の平均を基準量とし、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	市長を温暖化対策総括者、副市長を温暖化対策副総括者とする、亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	21,903.0 トン	21,760.0 トン	21,570.6 トン	21,356.4 トン	-1.6	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	22,228.9 トン	21,760.0 トン	21,570.6 トン	10,167.8 トン	-19.8	パーセント	
目標の根拠	亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、平成26～28年度の平均値(電力の排出係数は新基準の置き換え)を基準値として年1%ずつ温室効果ガス排出量を削減する。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (施設数)	222.29	217.60	215.71	213.56	-3.00	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。							
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	50.0	68.0	68.0	68.0				
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正な運転管理に努める						
	(30)年度	機器の適正な運転管理に努める						
	(31)年度	機器の適正な運転管理に努める						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月2回、エコ通勤デーとして自動車の使用を控えている						
	上記の措置を採用する理由	第一、第二計画期間から実施しているため、引き続き実施する						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0	0.0	0.0					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ゴーヤの苗を保育所、幼稚園、小学校、介護施設へ配布し、みどりのカーテン事業を実施している。							
特記事項	第二計画期間の超過削減量(11,188.6t-CO2)を平成31年度の排出量から差し引いて記載。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。